

沖縄水産高校黒潮寮舎食調理業務等委託契約書（案）

収 入

印 紙

㊞

沖縄県立沖縄水産高等学校 校長 大山 正吾（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは沖縄水産高校黒潮寮にか
かる舎食調理業務等の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、沖縄水産高校舎食調理業務等（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、
乙は別に定める甲の舎食調理業務等委託に関する仕様書に基づきこれを受託する。

（契約の期間）

第2条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（調理業務等委託料及び経費の内訳）

第3条 本契約に基づく委託料は、総額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税は、〇〇〇, 〇〇〇円

（「取引に係る消費税及び地方消費税」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定
並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金
額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費
税の改定があった場合は、その税率を乗じた額に変更する。）

2 乙は、当該実績月の委託料を翌月初めに甲へ請求し、甲は乙の適法な請求書を受理し
た月の末日に乙へ支払うものとする。

3 経費の内訳については、人件費・献立料・検診料・検便料・被服費・給食保険料・維
持管理費とする。

（契約保証金）

第4条 乙の契約保証金は当該契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規
則第101条第2項のいずれかに該当すれば免除する。

（衛生管理）

第5条 乙は、衛生管理に万全の注意を払い、常に誠意を持って良心的に本契約の遂行に
努めなければならない。

（委託業務の履行場所）

第6条 委託業務の内、調理業務履行場所は沖縄県立沖縄水産高等学校寄宿舎（黒潮寮）
調理場とする。

(委託業務の範囲)

第7条 委託業務の通常範囲は次のとおりとし、範囲外の業務については、その都度甲乙誠意を持って協議するものとする。

- (1) 甲の舎食（給食）の献立作成及び調理に関する業務
- (2) 調理器具類、食器類の洗浄、消毒、保管に関する業務
- (3) 調理施設、設備の保守管理

(舎食材料・献立の作成)

第8条 舎食材料の購入に関しては、乙の責任において行うものとし、献立の作成は乙が作成し、甲が確認する。

(食器類の保管)

第9条 食器類について、乙の過失により破損及び紛失した場合には乙の負担により補填する。

(受託要件)

第10条 乙は、次の要件を満たし、かつ維持していなければならない。

- (1) 県内の学校・病院・社会福祉施設の1回あたり100食以上の集団給食を5か年以内に受託した実績があること。
- (2) 過去5か年間に食中毒事故がないこと。
- (3) 寄宿舎における舎食のもつ教育的意義について充分理解していること。

(守秘義務)

第11条 乙または乙の従業員は、甲の定める規則を遵守するものとし、この契約による業務を行うための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第12条 乙は、書面により甲の承諾を受けた場合を除き、第三者に対して、委託業務の運営の全部または一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲または利用者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償する。

(契約解除)

第14条 甲は、次の各号いずれかに該当したときは、ただちに本契約を解約する事ができる。

- 1 乙がこの契約の定めに重大な違反をしたとき。
- 2 飲食物の内容、衛生またはサービス等の著しい不良、管理の放漫等により、乙の

委託業務を不適格と甲が認めたとき。

3 乙の責に帰すべき事由により、乙が営業処分を受けたとき。

4 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35条）第6条に基づき、以下のいずれかに該当した場合

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められたとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（解約に伴う補償等）

第15条 甲は、前条の定めに基づき契約を解約したときは、乙に対する損害賠償、その他一切の補償を行わない。

（乙の業務従事者の災害に対する措置）

第16条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

（乙の法令上の責任）

第17条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（委託業務従事者の規律維持）

第18条 乙は、乙の委託業務従事者の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、甲が乙の委託業務従事者について不相当と認めるときは、甲乙協議のうえ善処するものとする。

（協議事項）

第19条 この契約に定めない事項及びこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って協議にあたる。

この規約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県糸満市西崎一丁目1番1号
沖縄県立沖縄水産高等学校
校長 大山 正吾 印

乙